

# さいたま市名誉市民条例施行規則

平成 14 年 9 月 30 日

規則第 104 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市名誉市民条例(平成 14 年さいたま市条例第 49 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名誉市民証及び名誉市民章)

第 2 条 条例第 3 条に規定する名誉市民の称号を証する証書は、さいたま市名誉市民証(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 3 条に規定する名誉市民章は、さいたま市名誉市民章(様式第 2 号)によるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、名誉市民には賞状等を授与することができる。

(名誉市民台帳)

第 3 条 名誉市民を選定したときは、名誉市民台帳(様式第 3 号)に登録する。

(功績の公表)

第 4 条 名誉市民に選定された者の功績は、市の広報等により公表するものとする。

(選考委員会の委員長)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項に規定するさいたま市名誉市民選考委員会(以下「選考委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選考委員会の会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第 6 条 委員長は、選考委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員会の庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、秘書課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略